

令和3年度 監査指導について

1 対象施設及び監査指導実施数

① 児童福祉法に基づく施設監査

施設数	実施数
6	5

※本市が認可した私立小規模保育事業所を対象とした児童福祉法に基づく施設監査

② 子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査

施設数	実施数
22	6

※本市が認可した私立小規模保育事業所及び兵庫県が認可し、本市が確認した私立認可保育所、認定こども園等を対象とした子ども・子育て支援法に基づく確認監査

2 主な指摘事項

① 運営関係

- ・ 芦屋市条例に定める必要な保育士数を配置すること。
- ・ 職員の出退勤に関する記録を適正に管理し、配置基準を満たしていることが確認できるようにすること。
- ・ 運営規程に市条例に定める乳児、幼児の区分ごとの利用定員の記載をすること。
- ・ 重要事項説明書について、職員体制に係る記載が数年前の古いものであるため、実態に即した記載内容にすること。
- ・ 育児・介護休業規程について、必要な改定及び職員への周知を行うこと。
- ・ 就業規則等(給与規程、育児・介護休業規程)の改定後は、労働基準監督署への届出を行うこと。
- ・ 運営規程(職員区分、人数及び定員)の改正を行った際、本市子育て推進課施設整備係への届出を行うこと。
- ・ 研修計画を策定すること。
- ・ 地震発生時等の園児への安全配慮の観点から、園児が出入りする可能性がある場所の棚の上等に落下の危険性のある物を置かないこと。
- ・ 玄関以外の出入口付近に物が置いてあり、避難経路の確保が難しくなっているため、

- 災害等発生時に、園児の避難等に支障が出ない対応をとること。
- ・連携施設の種類、名称、連携協力の概要等の重要事項について、あらかじめ利用申込者に対し文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

② 保育関係

- ・保育所保育指針に定めのある、全体的な計画に基づいた年間の保健計画を作成すること。
- ・事故防止・事故発生時対応マニュアルが未作成であるため、作成すること。

③ 給食関係

- ・給食について、給与目標栄養量に対する実際の給与栄養量が大きく異なっているものがあつたため、今後は適切な対応をとること。
- ・給与栄養量の目標値を設定する際、最新版である「日本人の食事摂取基準(2020年版)」に基づく算定を行うこと。
- ・考慮することが望ましいとされている栄養素について、給与栄養目標量の算定を行うこと。

④ 会計関係

- ・物品購入等の際の購入伺書において、起案者の押印のみで、会計責任者の決裁がないものが複数あつたため、施設において、会計手続に関する取扱規定を整備の上、適切な運用を行うこと。
- ・私立保育所は、委託費の弾力運用に係る規定に適合する支出を行うこと。
- ・支出について、当該施設運営に要する費用であること確認できる資料を保存しておくこと。